

【別紙2】

訪問看護利用料金表（非課税）

【介護保険・要介護】

地域単価10.42円(6級地)

サービス内容	単位	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	サービス提供時間
訪問看護Ⅰ1	311単位	324円	648円	972円	
訪問看護Ⅰ1・朝/夜	389単位	406円	811円	1,216円	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ1・深夜	467単位	487円	974円	1,460円	
訪問看護Ⅰ2	467単位	487円	974円	1,460円	
訪問看護Ⅰ2・朝/夜	584単位	609円	1,217円	1,826円	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ2・深夜	701単位	731円	1,461円	2,192円	
訪問看護Ⅰ3	816単位	851円	1,701円	2,551円	
訪問看護Ⅰ3・朝/夜	1,020単位	1,063円	2,126円	3,189円	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ3・深夜	1,224単位	1,276円	2,551円	3,827円	
訪問看護Ⅰ4	1,118単位	1,165円	2,330円	3,495円	
訪問看護Ⅰ4・朝/夜	1,398単位	1,457円	2,914円	4,371円	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護Ⅰ4・深夜	1,677単位	1,748円	3,495円	5,243円	
訪問看護Ⅰ5	296単位	309円	617円	926円	※1 リハビリ 20分
訪問看護Ⅰ5	592単位	617円	1,234円	1,851円	※1 リハビリ 40分 296単位×2
訪問看護Ⅰ5・2超	798単位	832円	1,663円	2,495円	※1 リハビリ 60分 266単位×3
特別管理加算Ⅰ 1回/月	500単位	521円	1,042円	1,563円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること
特別管理加算Ⅱ 1回/月	250単位	261円	521円	782円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること
複数名訪問看護加算Ⅰ①	254単位	265円	530円	794円	看護師等（30分未満）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅰ②	402単位	419円	838円	1,257円	看護師等（30分以上）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅱ①	201単位	210円	419円	629円	看護補助者（30分未満）/1回につき
複数名訪問看護加算Ⅱ②	317単位	331円	661円	991円	看護補助者（30分以上）/1回につき
長時間訪問看護加算	300単位	313円	626円	938円	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定
初回加算	300単位	313円	626円	938円	※2 新規に訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算 1回/月	600単位	626円	1,251円	1,876円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合
緊急時訪問看護加算 1回/月	574単位	599円	1,197円	1,795円	24時間常時対応できる体制加算
看護・介護職員連携強化加算	250単位	261円	521円	782円	訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る助言及び確認を行った場合
ターミナルケア加算	2,000単位	2,084円	4,168円	6,252円	ターミナルケアを行った場合、死亡月につき1回算定

※1 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ（リハビリの上限は週120分迄）

※2 初回加算は、過去2か月（暦月）においてサービス利用がなく再開した場合、要支援から要介護又は要介護から要支援に変更になった場合にも算定します。

運営規程に定められたその他の費用

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収致します。通常の事業の実施地域を超えた地点から5km以内250円、以降1km毎に50円を徴収致します。

介護保険対象外のサービス実施ご利用料（税込）

算定項目	サービス内容
エンゼルケア	亡くなられた後のケア及び処置代(材料費込み)。20,000円

キャンセル料	サービス利用日の前日まで無料 当日 利用者負担2,000円（交通費をご負担いただく場合もございます） *サービスの利用を中止する際には速やかにご連絡をお願いします。但し、利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要です。
--------	---

《利用負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料＝単位数×10.42（6級地単価）×自己負担割合

*小数点以下は切り上げ

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

*夜間・早朝 午前6時～8時まで、18時～22時までサービスを行った場合基本単位数に25%加算されます。

*深夜 22時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%加算されます。

*緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。